

令和8年度

第2回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 2 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 5 0 分

2 開催場所 葵消防署 7 階 講堂

3 出席委員（15 人）

1 番 赤堀 岳子	2 番 漆畑 裕樹	4 番 大原 克仁
5 番 小村 寿文	6 番 佐藤 操	7 番 柴 貞夫
8 番 柴 善久	9 番 杉山 和夫	10 番 鈴木 茂樹
11 番 仁藤 真理子	12 番 平岡 知明	13 番 深井 暁美
14 番 松永 信彦	16 番 望月 和加代	17 番 森 奈穂子

4 欠席委員（4 人）

3 番 海野 光祥 15 番 望月 均 18 番 山本 卓雄 19 番 吉澤 敬子

5 出席した事務局職員

事務局長 太田伸二、次長 杉原 義人、次長補佐兼農地係長 長谷川 雅彦
主幹兼農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、農政係長 伊東 史弘、副主幹 佐野 絢也
主査 小川 久美子、主査 丸山 美咲、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 藁科 真行
主事 瀧口 かなこ、主事 小島 塁

6 その他出席関係者

議案第 7 号関係 清水農業協同組合農地基盤整備部 山下 武治、山口 翔平
議案第 8 号関係 静岡市農業政策課 宮永 樹

7 議事内容

（審議案件）

議案第 7 号	土地改良法第 52 条第 8 項の規定による換地計画の同意について
議案第 8 号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 11 号 非農地証明申請について
議案第 12 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
議案第 13 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況
その他事務の実施状況の公表（案）について

（報告案件）

- 報告第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 10 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の取消について
報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 12 号 相続税納税猶予に関する適格者証明願について

7 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 8 年度第 2 回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、
3 番 海野 光祥委員、15 番 望月 均委員、18 番 山本 卓雄委員、19 番 吉澤 敬
子委員から欠席の旨、通告がありましたので報告いたします。また、お見えにな
っていない委員が 1 名おりますが、出席委員は過半数に達しておりますので、総
会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項に規定する
議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

16 番 望月 和加代委員、17 番 森 奈穂子委員にお願いいたします。次に、委員の
皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いしま
す。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。なお、会
議録を作成しますので、発言の際は必ずマイクを持ってから、発言を始めてくだ
さい。それでは、最初に議案第 7 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説
明をお願いします。

事務局長 議案書の 1 ページをお願いいたします。**【議案第 7 号朗読】**同意書の通知案は、
2 ページに記載のとおりです。内容につきましては、担当職員より説明いたしま
す。

事 務 局 本議案は、土地改良事業共同施行が事業主体となって静岡市清水区で実施する
土地改良事業について換地計画を定め、都道府県知事に認可を受けるにあたり、

土地改良法第 52 条第 8 項の規定に基づき、申請書に当該地区を管轄する農業委員会の同意書の添付が求められていることから、換地計画の内容について審議するものです。場所につきましては、前述のとおり静岡市清水区にある地区で、令和 2 年 6 月 5 日に非補助土地改良事業として認可を受けた地区になります。同地区は以前から茶畑、林業を中心に営んでいましたが、山間急傾斜地で作業性も悪く農地の荒廃化が進む中、今後の営農継続について農地の基盤整備を検討していたところ、市や N E X C O 中日本からの要請もあり、中部横断自動車道の建設に伴う建設発生土約 20 万 m³を受入れて土地改良事業を進めてきました。そして、令和 4 年 3 月に N E X C O 中日本の埋土工事と土地改良事業の工事が完了し、以降、確定測量並びに換地計画書の作成を行い、このたび土地改良法に基づく換地計画の同意を当農業委員会へ求めてきたものになります。当地区では、従前の作業効率の悪い畑、24 筆、約 1.9ha がこの土地改良事業により登記上の畑は減少することになりますが、作業効率の良い畑 15 筆、約 0.6ha に生まれ変わり、併せて農地の集約化・団地化も図られました。換地後の図面は別添資料の最終ページにありますので、確認をお願いします。また、創出された畑はすべて農振農用地、青地となり、地域計画の対象農地として位置づけられ、地域の農業を支える貴重な地区となりました。なお、本換地計画は別添資料の換地設計基準に基づき、3 名の農業者と静岡市の受益者がそれぞれ同意の上作成されていることを確認しております。以上のことから、当農業委員会としては、本換地計画は「妥当」として認め、議案書 2 ページにありますとおり、土地改良事業共同施行に対し、同意を通知したいと考えております。本日は、事業主体から委任され、本換地計画書を作成した清水農業協同組合より山下部長と山口さんに同席していただいておりますので、何か補足説明がある場合や、委員の皆様からの質問に対してご対応いただきたいと考えております。以上、ご審議お願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。議案第 7 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 換地計画図を見ると東西に延びる道路がつづら折のような形になっておりますが、区画整理事業、土地改良事業などだいたい道路は直線に設置しています。このような形を採った理由を教えてください。

清水農協 一番低い所と一番高い所とだいぶ高低差がありまして、直線だと勾配をとるのが厳しくなってくるため、くねくねと勾配を緩くするような形になっております。

航空写真でいきますと四角で囲われた中は一番高いところになっております。右の方にいくと中部横断道路の線があります。そちらの方にいくと高低差が 30 メートルと高低差があり、勾配を緩くするためつづら折りのような形で対応しております。

5 番

どのくらいの勾配ですか。

清水農協

今は書類がないため改めて確認させていただきます。

5 番

農道の設置基準を超えてしまうということですね。

清水農協

はい。

議 長

3 名の方ということですが、3 名は認定農業者ですか。

清水農協

認定農業者ではありません。将来的に法人化していくことを考えています。

議 長

お茶を作るのですか。

清水農協

予定しているものは、大豆と蕎麦ということです。

議 長

発言もないようですので、議案第 7 号について、表決をとります。本換地計画を同意することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数により、議案第 7 号は、本換地計画に対し、「同意する」とします。次に、議案第 8 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案書の 3 ページをお願いいたします。**【議案第 8 号朗読】**計画案は、4 ページに記載のとおり 1 件です。内容につきましては、市担当職員より説明いたします。

事 務 局

それでは、議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」説明いたします。今月末に静岡県農業振興公社に提出を予定している「農地中間管理事業」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 号第 3 項により、農業委員会にご意見をお伺いするものです。伺ったご意見は、農用地利用集積等促進計画案に添付し、静岡県農業振興公社へ提出ののち、県の認可により効力が発生します。事前に事務局で精査しておりますが、計画が適正であるかどうか、担い手としてふさわしいかどうかの判断を農業委員の皆様、自身がお分かりになる範囲で、ご意見がありましたらお願いします。具体的には、借り受けた農用地を効率的に利用するかどうか、農作業に常時従事すると認められるかどうか、過去に違反転用をしていないかどうか、などが挙げられます。今回の農地中間管理事業に係る促進計画（案）については、4 ページに記載のとおりで、貸借

契約数としては1件です。本議案における本農地の貸借を行う背景について説明いたします。現在、農業政策課にて、有機農業の推進に取り組んでおり、生産、加工・流通、消費、資源の各分野で様々な事業を実施しております。特に生産においては、静岡市では有機農業を行うにあたり必要な技術を学べる場所がなく、自己流で取り組んだ結果数年たっても収量が上がらないといった課題があります。この課題に対応するため、農業政策課にて栽培技術向上に向けた取り組みを実施しており、その一つとして実証圃場があります。実証圃場の事業は、令和8年4月から開始しており、市内3箇所に実証圃場を設置し、事業に応募した農業者を専門機関が指導しながら、様々な品目の栽培を行う事業です。最終的には実証圃場における栽培結果を栽培指針・マニュアルとしてまとめ周知することで、市内有機農業の栽培技術向上を目指しています。同時に、この事業に応募した農業者が、先進的に有機栽培を実施している企業や団体から有機農業について指導を受け、4年目以降、自立した農業経営ができる状態になることも目指していきます。この事業に、本件の借受人が応募をしましたが、借受人には、一般社団法人MOA自然農法文化事業団（以下MOA）という法人が指導を行ってまいります。MOAは昭和57年から自然農法に取り組んでおり、全国各地で数多くの有機生産者の栽培指導や経営支援を行っています。本件借受人への具体的な支援としては、病虫害対策、栽培管理等の指導を週1回程度行うなどの栽培に係る指導。また、土壌分析を行い、その結果に基づいた栽培計画策定支援、施肥設計のアドバイスを行うなどの計画策定に係る支援。更に生産された農産物を買取り、MOAが持つ直売所等で販売を行うといった販売支援。その他、必要に応じ借受人に支援を行うこととなっており、5年目には本農地において年間100万円の売り上げを見込むとともに、規模拡大も図っていく予定です。なお、議案における借受人の経営面積の欄をご覧くださいと、0㎡となっております。借受人への事前の聞き取りにおいては、農業経験は家庭菜園程度とのことであり新規就農者という扱いですが、先の説明のとおり必要な支援を受けるため、借受人においては農用地を効率的に利用し、農作業に従事可能と見込んでおり、また、実証終了後は借受人が自立して農業経営を行うことも十分可能であると考えております。説明は以上です。ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。議案第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 野菜を作られるということで5年後100万円となっておりますが、何を作られるのですか。参考までに年齢を教えてください。

農業政策課 4年目以降自立されていくということです。人参・じゃがいも・里芋の3種類を行っていくと聞いております。この3種類につきましては、今年からの3年間のMOA実証で栽培指導を受けることができるので、十分な栽培知識を身に着けた上で自立していただこうと思っています。年齢は55歳と伺っています。

1 番 これにプラスした所得があるということですね。

農業政策課 そのとおりです。

1 番 ぜひ成功して、規模も拡大していった欲しいと思います。

議長 専門機関は、静岡市はいくつくらい抱えているのですか。

農業政策課 今静岡市の方で一緒にやっていたいいる専門機関は3つありまして、一つは駿河区のMOA、葵区はイオンアグリソート(イオングループ)と同じような実証実験をやっております。清水区に関しては、長野県にある有機農業普及協会に今後指導に入ってもらい、3区それぞれの違う機関で指導を受けてやっていただく計画となっています。

議長 発言もないようですので、議案第8号について、表決をとります。本計画案に対し、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数により、議案第8号は、計画案に対し、「意見なし」とします。次に、議案第9号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の5ページをお願いいたします。**【議案第9号朗読】**申請件数は11件、詳細は6ページから8ページに記載のとおりです。内訳としましては、所有権移転が8件、賃借権設定が3件です。

議長 それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 申請番号11番駿河区の案件です。現況は田で、親から子へ農地を贈与するための所有権移転の申請です。譲渡人と譲受人は親子で米や野菜を育てており、少しずつ息子に農地を譲っていきたいとのことで、贈与の申請に及びました。所有権移転後は引き続き親子で水稻を育てていくとのことです。申請番号12番葵区の案件です。現況は普通畑で所有権移転の申請です。譲渡人は相続した農地を耕作できずに悩んでいたところ譲受人と話がまとまり申請に及びました。譲受人は花き

を育てる農家であり、所有権移転後は野菜やカーネーションといった花材を育てていきます。

17 番 ただいま、職員から説明がありました2件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 申請番号13番清水区の案件です。現況は畑で、賃借権設定の申請です。申請事由ですが譲渡人は労力不足により悩んでいたところ譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は法人であり新規ではありますが今まで申請地を管理していました。移転後は松や花木類といった花材を育てていきます。申請番号14番清水区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は労力不足により悩んでいたところ、経営規模拡大したいと考えていた譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は農業を営んでおり、移転後はいちごと野菜を育てていきます。申請番号15番清水区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は資金を必要としていたところ、譲受人が申請地の対測地に住居を移すことになり申請に至りました。譲受人は新規ではありますが、実家が農家であり農作業の経験があります。野菜を栽培していきます。申請番号16番清水区の案件です。現況は畑で、贈与による所有移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は労力不足により悩んでいたところ、経営規模拡大したいと考えた譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は農業を営んでおり、移転後は柑橘類を栽培していきます。申請番号17番清水区の案件です。現況は畑で、賃借権設定の申請です。申請事由ですが譲渡人は経営規模縮小したいと考えていたところ、譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は譲渡人の娘で、新規ではありますがアグリチャレンジパーク蒲原にて2年研修を受けていました。柑橘類を栽培していきます。申請番号18番葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は労力不足により悩んでいたところ、経営規模拡大したいと考えていた譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は農業をやっており、移転後は胡麻、小麦、蕎麦を栽培していきます。

7 番 ただいま、職員から説明がありました6件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 申請番号19番葵区の案件です。現況は田で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は、申請地隣で水田耕作をしており、譲渡人と話がまと

まり申請に及びました。申請地は引き続き水田として耕作していきます。申請番号 20 番葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は、家とその敷地内にある農地を処分したく、譲受人は、新規ですが趣味で観葉植物を育成し、また野菜を耕作したいとの希望もあり、譲渡人と話がまとまり申請に及びました。面積 990 m²の内、すでにある枇杷の木、柿、栗の木などはそのまま残すと残りはおよそ 800 m²あり、今回、現地聞き取り調査を行いましたので、後ほど、班長より報告があります。申請番号 21 番葵区の案件です。現況は畑で、賃借権設定の申請です。申請事由ですが、譲受人は、新規の駿河区にある一般法人のため、解除条件付きの賃借です。このたび、桐の育苗を行いたいと農地を探していたところ、譲渡人は、会社員のため管理してくれる人を探していて、話がまとまり申請に及びました。桐の育苗の経験は、東海プランテーション及び日本菌根菌財団にて 5 年ほどあり、この先も技術支援、品質管理、土壌改良支援を受けて、連携し共同で事業を実施する予定です。早生桐として、種から 30 c m ほどの高さになるまで、4、5 か月育て出荷します。出荷された苗は、井川ほか県内各地の山林に植樹される予定です。こちらは、現地調査しましたので、このあと報告があります。

4 番

申請番号 20 番、21 番の案件につきまして、地区審査会にて現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。申請番号 20 番の案件は、住宅とあわせた農地の売買のため、本人の耕作していく意志を中心に聞き取りを行いました。サービス業の仕事の合間、購入する家の隣の農地を耕作します。農家の知人や実家の農地のお手伝いをしてきた経験をもとに、季節野菜、当初は根菜類を自家消費として耕作して、ビニールハウスも設置する予定です。農機具は、耕運機を購入予定です。申請地はかなり荒廃していたところ、土地所有者の了解のもと、足を踏み入れることができるまでに整地したそうです。地元猟友会にも所属して、すでにお手伝いをしていて、地元の方々とも顔見知りとなっています。家もリフォームして引っ越す予定で、地元根付いて生活し、耕作していつてくれることと判断しました。続きまして、申請番号 21 番の案件は、新規法人が桐の育苗を行うものです。法人の構成員は 2 名で、1 名が専属で行います。早生桐は、CO₂を吸収する能力がほかの樹木より高いことから、当市の森林計画に組み込むよう働きかけ、取組事業としてスタートしたそうです。需要先が見込めることから、受注生産し、年 2 回、ポットで播種から 30 c m ほどまでの高さに育てたものを出

荷します。成長の速さは7，8倍と早く、防草シートを貼って作業効率をあげます。育苗に際し、薬剤散布は行わず、水やり、肥料ほかの、菌根菌を付けて育て、その技術が不可欠で重要とのことです。成木した桐は、大きく4つの活用先があり、バイオマス燃料、建材、油、たい肥として余すことなく活用し、収益が見込めるそうです。このため、継続して桐の苗の育苗に取り組んでいってくれると考えます。以上、申請番号20番、21番および職員から説明がありました、1件につきましては、3班として、許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 16番、17番についてお聞きします。16番ですが、かなり傾斜のある所で、奥の方が荒れている感じがします。アクセス道路はちゃんとあるのかが心配です。譲渡人も、譲受人もどなたか次にやったださる方がいらっしゃるのか気になります。17番ですが、木を見た感じが改植を必要としている木なのかと思いお聞きします。

事 務 局 16番ですが、道は大丈夫です。通れます。譲受人ですが、富士宮で娘さんが農業をやっております、富士宮で農業をやりながらこちらの方まで手伝いにくるとのことです、問題はないと思います。17番ですが、道は通れました。改植の方ですが、枯れておりました。娘さんがしっかりした方なので上手くやってくれると思います。

1 番 引き継いでいく方が上手くやっていたけるといいなと思いました。

議 長 申請番号13番です。新規で法人がやるということですが、法人が新規でスタートしようとしているだけなのか。なんでわざわざ3条がでてきて、次の展開があるのでしょうか。ここを足掛かりにしてという気持ちがあるのか、どんなことを考えているのか教えてください。

事 務 局 もともと一般法人である別会社の代表取締役が管理していましたが、既存の法人では農地所有適格法人になれないため、後々には農地所有適格法人を目指すということで新しく農業専門の法人を今回新規で設立したとのことです。

議 長 農業をやるというか苗を育てるという事業ですか。

事 務 局 ここの会社は結婚式場に花材を提供する仕事をしていて、そのための花材をポットで置いて管理をしたいということでした。

議 長 発言もないようですので、議案第 9 号について、表決をとります。賛成の方は
挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第 9 号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案
第 10 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の 9 ページをお願いいたします。**【議案第 10 号朗読】**申請件数は 4 件、
詳細は 10 ページから 11 ページに記載のとおりです。内訳としましては、所有権
移転が 1 件、賃借権設定が 2 件、使用貸借による権利の設定が 1 件です。

議 長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、申請番号
6 番を審議します。「農業委員会等に関する法律」に 議事参与の制限が規定され
ていますので、委員は一時退席をお願いします。

— 退席 —

議 長 それでは、地区審査を行いました 3 班から、担当職員の内容説明と、班長の審
査結果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号 6 番清水区の案件です。現況は畑で、使用貸借権の設定の申請です。
申請人は、現在妻子と借家暮らしをしています。実家に近い父所有の農地を借
り受け、住宅を建築したく申請に及びました。農地区分は、第 2 種農地と判断さ
れます。代替性の検討もされ、被害防除は木柵を設置し、排水処理は合併浄化槽
にて処理後、西側水路へ流します。出入口に水路があるため、水路の占用の申請
も同時進行に進み、建築図面より転用面積も適当と思われます。

4 番 以上、職員から説明がありました、1 件につきましては、3 班として、許可相
当と判断させていただきました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手
をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 10 号のうち、申請番号 6 番について、表決を
とります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第 10 号のうち、申請番号 6 番は、原案のとおり決定いた
しました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

議 長 それでは、議案第 10 号のうち、申請番号 6 番以外について、地区審査を行いま
した各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局

申請番号4番葵区の案件です。現況は田です。申請事由ですが、申請人はこのたび支店を集約することになったために、職員数が増え、業務用車両及び通勤のための車両が増えたことから新たに駐車場を整備するための申請です。従業員用、来客用、業務用の車両が62台分不足するために、新たに増設をしたいとのことでした。申請地は2月に農用地区域からの除外が完了しており、第三種農地と判断されます。被害防除としては隣地との境界には擁壁を設け排水は申請地内に集水桝を設けて調整池に集水し、オリフィスで調節しながら南側西側水路に放流します。1,000㎡を超える案件のため、地区審査会にて現地調査を行ってきまして、後ほど班長から現地調査の結果を発表させていただきます。

17 番

ただいま、職員から説明がありました1件につきましては、1,000㎡を超える案件のため地区審査会による現地調査を行いましたのでご報告します。申請人はこの度、業務の効率化と経費の削減のため、既存のセンターに、市内3つの支店を統合することとしました。今回申請地から250m程先にある場所に3支店を統合したセンターと購買店を設け、営農指導を行ったり、肥料等の資材を倉庫に保管し顧客の元に配達をするといった業務を行うそうです。今回、支店の統合によって配達用車両、大型車両、従業員の通勤車両のための駐車場の台数が足りなくなったことから申請に及びました。現地は現在、田であることから申請地には盛土をおこなう予定で、市土地政策課盛土対策係に盛土規制法の許可申請をしております。また、周辺農地へ雨水が流出することを防ぐために申請地には197㎡の調整池を設けます。周囲には擁壁も施工予定であることから被害防除対策については問題ないと判断し、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局

申請番号5番、葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は林業を営んでいる法人の代表取締役です。事務所の近くに木材や資材、林業に使用するための露天資材置場を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に至りました。今回個人での購入となりますが、法人に貸露天資材置き場として貸すとのことでした。農地区分は第2種農地です。現在の地盤を整地して砂利を敷き詰めるとのことです。転用面積も適当で、隣接地への被害防除として北側に既存石積・ブロック壁、南側には既存土留壁があります。雨水は自然浸透で、排水についても特に問題ないと思われます。1,000㎡を超える案件ですので地区審査会で現地調査を行いました。班長より報告がありま

す。

- 7 番 ただいま、職員から説明がありました1件につきましては、1,000 m²を超える案件のため地区審査会による現地調査を行いましたのでご報告します。現地は盛土をせず平らに整地し、砂利を敷き詰めます。申請地には材木、集材機やワイヤー、ウインチ等の林業用資材、小型ユンボ、フォークリフトなど木材や資材、車両などを置くとのことでした。木材は日向や諸子沢などから枝払いされた杉や桧を運搬し、申請地に一時的に保管しその後県外の市場に出荷します。申請地にて樹皮を剥いたり、裁断等の加工は一切行わないため騒音は問題ないとのことでした。被害防除につきましては既存の石積、ブロック、土留め壁を使用します。出入り口付近には水撒きなどを徹底し、近隣の方々へ配慮をすることから問題ないと判断し、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 申請番号7番葵区の案件です。現況は畑で、賃貸借権の設定の申請です。申請人は昨年、事務所を移転した方です。一年ほど経過し、来客用の駐車場が不足し、申請に及びました。昨年、申請地の隣に11台分の駐車場を設置しましたが、今回の申請地には、8台分置く予定です。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われるます。

- 4 番 以上、職員から説明がありました、1件につきましては、3班として、許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

- 6 番 申請番号5番の案件です。林業の資材置き場ということですが建物など建てる予定はあるのですか。それとも全部露天で使用するということですか。

事 務 局 建物等は一切建てる予定はありません。

- 6 番 仮に、様々な資材があるので屋根付きのところに置きたいとの要望があって出てきた時にはそれは受けるということですか。この様な相談もあったりするので参考に教えて欲しい。

事 務 局 こちらの申請地は都市計画区域外のため、市街化調整区域と違い建物の建築には厳しくないと考えておりますが、法令順守は徹底してしくように指導していきます。

- 6 番 林業の資材というものは露天で使うものですが、保管をする時にシートだけで

間に合うものでもないし。やはり金額にすると高額なものですから。

- 1 番 4番をお聞きします。1,000 m²と広いところですが、駐車場ということで62台が入ってくるということですが、道が狭いのではないのか。雨水を収集升、調整池で集水してから北側側溝へ放流ということですが、巴川が近いのですが大雨が降った時にどうかということ。周辺の方、畑をやっている方から意見が無かったのですか。

事務局 おっしゃるとおり道は狭いので事故等を起こさないように指導していきます。雨水の件ですが、巴川流域に入っているので特定都市河川浸水被害対策法で、開発許可よりも更に大きな調整池を置くことを求められています。特に近隣から雨水について注意してほしいとの話は聞いていませんが、法令に則って調整池を置くように話はしております。申請書の写しも添付しておりますので、問題ないと考えております。

議長 発言もないようですので、議案第10号のうち、申請番号6番以外について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 議案第10号のうち、申請番号6番以外について、原案のとおり決定いたしました。従いまして、議案第10号は全て原案のとおり決定いたしました。次に、議案第11号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の12ページをお願いいたします。**【議案第11号朗読】**申請件数は5件、詳細は13ページから14ページに記載のとおりです。

議長 それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番清水区の案件です。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成10年頃から不耕作により、耕作されない状況が続き森林・原野化し現在に至ります。証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和8年5月12日に地区担当農業委員に航空写真を確認していただきました。申請番号2番、清水区の案件です。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和26年に亡き父が住宅及び農業用作業所を新築し、その後昭和52年に居宅を新築し現在に至ります。証明基準「2」の「建築物等が設置されている土地」に該当します。令和8年5月12日に地区担当農業委員に航空写真と現地写真を確認していただきました。申請番号3番、清

水区の案件です。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成 23 年頃から高齢により耕作されない状況が続き森林・原野化し現在に至ります。証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和 8 年 5 月 8 日に地区担当農業委員に航空写真と現地写真を確認していただきました。申請番号 4 番清水区の案件です。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成 16 年に父が亡くなって以降不耕作により、耕作されない状況が続き森林・原野化し現在に至ります。証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和 8 年 5 月 8 日に地区担当農業委員に航空写真と現地写真を確認していただきました。

7 番 ただいま、職員から説明がありました 4 件につきましては、2 班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 申請番号 5 番、清水区の案件です。昭和 48 年月日不詳、建築された居宅の進入路として使用され、現在に至ります。証明基準「3」の道路敷が設置され、農地への復元が容易でない土地に該当します。令和 8 年 5 月 12 日に、地区担当農業委員に、航空写真等を確認していただきました。

4 番 以上、職員から説明がありました、1 件につきましては、3 班として、承認することと判断させていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第 11 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数により、議案第 11 号は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第 12 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の 15 ページをお願いいたします。**【議案第 12 号朗読】** 申出は 6 件、詳細は 16 ページに記載のとおりです。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらは、生産緑地の買取りの申出を行う際に添付が求められている証明書で、死亡または故障した方が、当該生産緑地における農業の主たる従事者に該当することを証明するものです。整理番号 3 番です。こちらの生産緑地は平成

22年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約150日農業に従事していました。5月11日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号4番です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約70日農業に従事していました。5月1日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号5番です。こちらの生産緑地は平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。4月30日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号6番です。こちらの生産緑地は平成23年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約250日農業に従事していました。5月8日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号7番です。こちらの生産緑地は平成19年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約280日農業に従事していました。4月30日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号8番です。こちらの生産緑地は平成28年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約180日農業に従事していました。5月11日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議 長 ただいまの議案第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第12号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第12号は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第13号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の17ページをお願いいたします。**【議案第13号朗読】**内容は18ページから23ページに記載のとおりです。担当職員から説明いたします。

事 務 局 議案第13号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてご説明いたします。これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会活動における「農地等の利用の最適化の推進状況」及び「その他事務の実施状況を公表する」にあたり、「令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知」に基づき、最適化活動の目標設定及びその点検・評価に取り組むこととされております。そして、令和7年度の最適化活動に関する点検・評価に関しては、令和8年6月末までに公表するものとなっております。それでは議案書の18ページをご覧ください。これは静岡市農業委員会に関して、

昨年度の目標設定時である、令和7年4月1日の現在の状況を示したものです。

「Ⅰ 農業委員会の状況」についてですが、これは、「農業委員会の目標設定時の体制」、「農家・農地等の概要」について報告したものととなります。次のページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の実施状況」です。ここからは農業委員会の実績及び点検・評価結果について、「成果目標」と「活動目標」についての達成状況をご報告させていただきます。そして、「成果目標」に関しては、「農地の集積」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の3つに分けてご報告いたします。

まずは、農地の集積です。①現状及び課題ですが、令和7年度当初、耕地面積は3,940ha、集積面積は1,818.6haで、集積率は46.2%でした。そして、②令和7年度の目標設定において、令和12年度に80%の集積率を達成することを目標とし、令和7年度は5.6%の割合で新規集積をする目標を設定しました。②の実績についてですが、令和7年度末時点での新規集積面積が0.9haとなり、集積面積は1,819.5haとなりました。令和7年度の耕地面積に対する集積率は、46.2%となり、目標の51.8%に対して、達成率は89.2%となっております。この点検結果としましては、静岡市として、「経営改善計画」及び「青年等就農計画」の認定審査会の実施や、農地中間管理事業の貸借に係る契約会を実施いたしました。次に

(2) 遊休農地の発生防止・解消です。①現状及び課題ですが、令和6年度の1号遊休農地、すなわち再生利用が可能な遊休農地は26.8haでした。そのうち緑区分、これは草刈り等で簡易に再生が可能な状態となりますが、19ha、また黄色区分、トラクター等再生には重機を要する状態が7.8haでした。そして②令和7年度の目標設定として、まず既存遊休農地の解消に関しては、令和3年度の利用状況調査における、緑区分の遊休農地面積の5分の1を解消するよう目標とし、黄色区分については工程表の策定、そして、新規発生遊休農地の解消に関しては、前年度に新規発生した分について、活動年度中、すなわち令和6年度の新規発生分を令和7年度中に解消する目標としていました。③実績ですが、「ア既存遊休農地の解消」及び「イ新規発生遊休農地の解消」をご覧ください。まず、アの緑区分についてです。令和7年度農地利用状況調査において、令和3年度時点で発生していた緑区分、すなわち既存緑区分遊休農地の解消面積は1.1haでした。そのうち、イの新規発生遊休農地にあたる、令和6年度に新規発生した遊休農地については、3.8ha 解消いたしました。そして、黄色区分については、農地パトロール、農地利用状況調査を中心として農地利用最適化推進委員による呼びかけ及び

荒廃農地再生・促進事業の活用を解消方針とした工程表を策定いたしました。④
その他ですが、令和7年度農地利用状況調査及び意向調査の実施時期が記載されて
おります。令和7年度調査では、16.2haが1号遊休農地と判定され、そのうち、
緑区分が13.6ha、黄色区分が2.6haという結果となりました。これらに対する点
検結果ですが、農地利用最適化推進委員の呼びかけ、最適化活動の推進により、
緑区分遊休農地については、令和7年度中に約5.7haの解消を行いました。また、
黄区分遊休農地については、工程表に基づき、0.8haの解消のほか、荒廃農地再
生・集積促進事業によって、1.8haの黄色区分遊休農地の再生・集積を行いまし
た。次に下段（3）新規参入の促進です。①現状及び課題ですが、令和4年から
令和6年までに新規参入した経営体及び面積につきましては、記載のとおりです。
そして、新規参入の促進に関する目標につきましては、過去3年間の権利移動面
積の平均の1割以上を目標とすることとなっているため、令和7年度の目標面積
は7.0haでした。次のページをご覧ください。③実績ですが、まず、「新規参入者
への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」という
考え方については、「農地所有者に対して農地利用意向調査を行い、中間管理等の
貸付を希望し、かつ関係機関への情報提供に同意があった農地」について、これ
らを白紙委任と考え、新規参入者への貸付可能面積として考えます。そのため、
令和7年度農地利用意向調査では、6.6haの農地について、貸したい意向を確認
いたしました。この一覧の公表については、情報をまとめたものを窓口にて掲出
しており、新規就農相談があった際に活用しております。また、参考として、令
和7年度の新規参入者の参入状況としましては、15経営体、20.8haとなっております。
これらの点検結果としましては、静岡市では、就農相談を年間通じて随時
実施し、年4回の認定審査会に併せ、青年等就農計画の作成や、農地の貸借等、
就農に向けた準備を行いました。また、農地利用最適化推進委員等による最適化
活動における相談受付や、窓口での就農相談に対して対応を行いました。ここま
でが「成果目標」に対する点検評価となります。次に「活動目標」に対する点検
評価です。まず、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、令和7年
度は毎月10回を目標に、推進してまいりました。資料1をご覧ください。ここに、
推進委員ごとの活動実績を示しております。活動日数実績について、月平均が6.4
回となり、年間累計2,857件の活動報告がございました。活動の項目としては、
農地の集積に関するものが271件、遊休農地の発生防止・解消に関するものが

2,504件、新規参入の促進活動に関するものが82件となっております。そして、下段に実際の活動事例を載せております。では、議案書21ページ中段に戻っていただき、(2)活動強化月間の設定です。①目標では5回設定することとなっております、それぞれ農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、に関する強化月間を設定いたしました。それに対して②実績ですが、まず5月に、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地について、農地利用最適化推進委員へ周知を行い、荒廃が進行しないよう最適化活動に取り組みました。また、7月に遊休農地の発生防止・解消に関する取り組みを行いました。具体的には、7月10日、14日に農地利用状況調査研修会を実施し、遊休農地の解消に向けた取り組みについて説明を行いました。次に10月～12月にかけて、農地利用状況調査の結果及び意向調査について農地利用最適化推進委員向けに周知及び農地貸借に向けた働きかけを行い、新規参入の促進につながる取組を実施いたしました。最後に7月と1月に農地中間管理事業による貸借期間の満期を迎える方向けの意向調査について、農地利用最適化推進委員にも周知を行い、最適化活動に取り組むことにより、農地の集積を促進いたしました。次のページをご覧ください。(3)新規参入相談会への参加ですが、目標は年1回相談会を実施することとしておりました。実績としましては、農地貸借手続きを行う年2回の契約会において、令和7年度に関しては相談を希望する新規就農者に該当するものがいなかったため、契約会の場合における相談会については“0回”となっておりますが、契約会以外にも、日頃から農地利用課に対して、就農希望者からの農地確保に係る問い合わせがあった際には、貸し付け希望意向がある農地の紹介をしているため、このような記載内容となっております。以上が令和7年度の最適化活動の実施状況となります。そして、国の課長通知によって、各成果目標及び活動目標の達成状況に応じて評価点が設定されており、その評価点に基づき設定された標語としまして、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」ということになりました。また、推進委員個別の活動状況につきましては、資料でもご説明させていただきましたが、その活動実績に基づき、評価を行うこととなっております。その結果の人数内訳が下段に記載のとおりとなります。次のページをご覧ください。事務の実施状況です。こちらのページにつきましては、令和8年4月総会の第1号報告と内容が重複しますので、説明は割愛させていただきます。以上が令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)の内容となります。

本議案承認後は、県知事を通じて国へ報告するものとなります。また、6月末までに、静岡県農業会議への報告ののち、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、様式5について、インターネットを通じて公表するものとなります。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入ります。ただいまの職員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 農地の集積というところで、何を基準に集積されるのか。認定農業者とそれに準ずる者とするのか、それとも農地中間管理事業を使っている者とか、いろんな条件を付して集積率を出していると思いますが。何らかの形で甘くすれば集積率は上がるし、厳しくすれば集積率は下がる場合もあるということだと思いますが。どういう数字をとということの指示が国からきているのか、市町によって甘い条件を出せば集積率は上がると思います。どの数字で取りなさいということとは指示があるのですか。

事 務 局 局長通知の別表がありまして、明確な基準が設けられておりまして、市町にはらつきが無いような形で報告を上げることになっております。恣意的な数値によって上がったたり下がったりということはございません。

議 長 市町で決めている訳ではなく、明確な基準があるということですか。

事 務 局 そのとおりです。

議 長 農業会議へ提出をするのですが、これは総会を通した上での決定事項になるのですね。細かい文言等の修正が発生した場合に、すべて総会にかけるのかという中で、仮に文言だけであれば修正を事務局でお願いできないかということを確認したい。

事 務 局 今回、総会にかけさせていただきこの場において修正点とか発生しなかったものですから、このまま農業会議へかけさせていただきますがよろしいですか。

4 番 22 ページ推進委員等の点検評価結果ですが、推進委員の人数が37人、どういう基準で評価しているのか。

事 務 局 主に3つ。集積、遊休農地、新規就農につきまして今回書かせていただきました目標に対して実績がどうだったかというものを各推進委員ごと記載させていただきました。加えて各推進委員の活動日数、こちらも評価に入っております。3つの項目プラス活動日数においてその結果がどの基準に該当するのか、明確な基準表がありまして点数化したものです。

4 番 これは各推進委員に状況をお伝えしているのですか。
事務局 お伝えするものであり、内容が低かった方に関しては日数なり、集積なりが
ばっていただきたいとお伝えしております。

議長 発言もないようですので、議案第 13 号について、表決をとります。賛成の方は
挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数により、議案第 13 号は、原案のとおり承認いたしました。

議長 ここからは報告事項に入ります。報告第 8 号について、事務局から報告事項の
説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 24 ページをお願いいたします。**【報告第 8 号朗読】** 受理件数は 22 件
ございました。内容につきましては、25 ページから 31 ページに記載のとおりで
す。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第 8 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、報告第 8 号を終わります。次に、報告第 9 号につい
て、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 32 ページをお願いいたします。**【報告第 9 号朗読】** 受理件数は 36 件
ございました。内訳としましては、所有権移転が 33 件、賃借権設定が 1 件、使用
貸借による権利の設定が 2 件です。内容につきましては、33 ページから 44 ペー
ジに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理い
たしました。

議長 ただいまの報告第 9 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、報告第 9 号を終わります。次に、報告第 10 号につい
て、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 45 ページをお願いいたします。**【報告第 10 号朗読】** 受理件数は 1 件
ございました。内容につきましては、46 ページに記載のとおりです。添付書類も
含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第 10 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、報告第 10 号を終わります。次に、報告第 11 号につ
いて、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 47 ページをお願いいたします。**【報告第 11 号朗読】** 届出は 31 件ござ
いました。内容については、48 ページから 50 ページに記載のとおりです。書類

は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 11 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 11 号を終わります。次に、報告第 12 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 51 ページをお願いいたします。**【報告第 12 号朗読】**申出は 2 件ございました。内容については、52 ページに記載のとおりです。書類は完備しておりましたので、証明書を交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 こちらは、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく、相続税の納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号 1 は、令和 8 年 3 月 31 日に最適化推進委員と、現地確認を行いました。整理番号 2 は、令和 8 年 4 月 8 日に最適化推進委員と、現地確認を行いました。当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。

議 長 ただいまの報告第 12 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 12 号を終わります。以上をもちまして、第 2 回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。